

発達障がいのある子への関わり方へのポイント

一見、何でも分かっているように見えていても、実際には、その意味まではよく理解できていない子がいます。国の調査ではLD児等のいわゆる軽度の発達障がいのある子を含め特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、通常学級の中に約6.3パーセントはいるだろうと言われています（30人程度学級だと約2名）。ご自分の学級を思い浮かべてみてはいかがでしょうか。

このような子に、教師が注意を払わずに接していることはないでしょうか。

集中することが苦手な子に、板書をさせながら、話も聞かせるなどの同時に複数の活動をさせたり、できないで困っている子にその原因を探らないで一方的に叱責してやらせようとしたりしていませんか。

指導にあたっては、まず子ども一人一人の立場に立って考えてみる必要があります。そのためには、実際に教師が後ろの席に座り、黒板がどこまで見えるのか、集中を妨げる物が目に入らないかなどを確認しておきます。さらに発達障がいの一般的な特性を踏まえながら、配慮が必要な子がつまずきそうな点を予想し、その対応を考えておくことが大切です。

また、自閉的傾向のある子の特性として「社会性の障がい」「こだわり行動」「コミュニケーション障がい」があげられます。具体例として、この子たちは『思い』を持っていても、それを相手に合わせて上手に伝えることが苦手であるため、暴力で訴えざるを得なかったり、訴えることを止めてしまったりするなど、指導者側から見れば困った行動をとってしまいます。このようなことが日常的に繰り返されていくと、ボタンの掛け違いのように「ダメな子」「分かってくれない人」という関係が固定してしまい改善の方向に進みません。指導者が子どもの『思い』を察する力を身につけていくと、障がいの特性はあったとしてもごく当たり前の普通の子に見えてきます。

さらに、発達障がいのある子は、見通しを立てることや状況を判断することが苦手である場合が多くあります。そこで「何を いつまで やればいいのか。」「なぜそれをやる必要があるか。」などを、できるだけ日常的に一貫性を持って指導していく必要があります。

具体的な配慮事項は、次回に示します。